

■下水道事業受益者の申告対象区域

玉津	森戸、中土居、川北、川南、玉津、横黒下、横黒西市塚新街、船屋東北 各一部区域
飯岡	半田、堀の内、中野口、戻川 各一部区域
西条	百軒巷、北浜南 各一部区域
神拝	下喜多川北、古川 各一部区域
大町	新田、西の川原、天皇、明神木、若葉町東 各一部区域
神戸	宵の原、楠、中西、河原町、北組、東原、西原 各一部区域
禎瑞	禎瑞上、禎瑞中、禎瑞下 各一部区域
橘	西田、西泉東、榎木西、野々市西、坂元 各一部区域
氷見	大久保、山道、山口、朝日町 各一部区域
多賀	北条の一部区域
三芳	三芳の一部区域
丹原	池田の一部区域

下水道事業の受益者申告をお願いします

下水道が新たに整備された区域内の土地所有者などには「受益者負担金・分担金」として、下水道整備費の一部を負担していただくことになっています。

この負担金などの賦課決定の基礎となる「下水道事業受益者申告書」を、対象区域の土地所有者宛に送付します。内容を確認して期限内に

必ず申告してください。

申告がない場合は、市が受益者（納入義務者）・土地の面積などを認定することになります。

■申告期限 3月31日(木)

■申告が必要な方

左表区域内の土地所有者

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課

TEL 0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課

上下水道係

下水道への接続をお急ぎください

平成20年に公共下水道および小規模下水道が供用を開始した区域の方は、平成23年3月末で3年が経過します。

下水道の供用開始後は、3年以内に水洗便所に改造して下水道へ接続しなければなりません。

水洗便所への改造および下水道への接続工事をされていない方は、市の指定工事店で早急な工事をお願いします。

市が行っている水洗便所改造資金の融資あつせん制度も供用開始から3年以内の工事が対象となりますので、希望される方は、早めに指定工事店へご相談ください。指定工事店が分からない方は、担当課へお問い合わせください。

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課

下水道業務係

TEL 0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課

上下水道係



志河川ダムの供用開始

供用開始が延期となっていた「志河川ダム」の安全対策工事が昨年6月に完了し、再度の試験湛水を行いダム本体とその周辺の安全性を確認する作業を実施しました。

その結果、ダム本体の安全性とともに十分な貯水ができることが確認されました。

河川管理者の完成検査も終了しましたので、4月から供用を開始します。

■問合せ

○市庁舎本館農林土木課

TEL 0897-52-1524

○道前平野土地改良区

TEL 0898-68-7673



▲試験湛水期間中に越流する志河川ダム

犬のフンは飼い主が責任を持って必ず片付け、持ち帰りましょう

犬を飼うには飼い主のマナーが大切です

道路・公園などの公共の場や他人の敷地などで犬のフンが放置される、フン害苦情が多く寄せられています。

犬を飼っているほとんどの方が犬との散歩を楽しみ日課としてマナーを守っていますが、一部の心無い飼い主のために不快な思いをする人や迷惑する人がいます。

飼い主としてのマナー・モラルを守り、責任を持ちましょう。

